

「三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する ガイドライン（案）」に対するパブリックコメント結果の概要

1 意見募集期間

平成 24 年 5 月 10 日（木）から 5 月 31 日（木）まで

※災害廃棄物の広域処理を迅速に進める必要があるため、募集期間を 22 日間としました。

2 周知方法

(1) 県政記者クラブへの資料提供

(2) 三重県ホームページ（三重県、三重の環境）への掲載

(3) 環境生活部廃棄物・リサイクル課、情報公開・個人情報総合窓口で配布

3 意見募集の結果

(1) 意見の提出数等

ア 提出数

電子メールなどにより合計 627 通のパブリックコメントの提出がありました（1 人が複数通提出しているものを含みます）。提出方法の内訳は以下のとおりです。

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
23 通 (3.7%)	35 通 (5.6%)	569 通 (90.7%)	627 通 (100%)

なお、記名を確認し、また、メールアドレスなどから判別したところ、提出者数としては 270 人と推定されました。

イ 提出者の住所

提出者 270 人の住所の内訳は以下のとおりです。

県内	県外	不明	合計
177 人 (65.6%)	52 人 (19.3%)	41 人 (15.2%)	270 人 (100%)

ウ 賛否の表明

賛否の意思表示があったものを集計した結果は以下のとおりです。

	賛成	反対	不明	合計
全体	6人 (2.2%)	207人 (76.7%)	57人 (21.1%)	270人 (100%)
県内	4人 (2.3%)	128人 (72.3%)	45人 (25.4%)	177人 (100%)

(2) 意見の概要について

提出された627通に記載された意見を抽出したところ、1,244件の意見がありました。その意見数と主な内容は以下のとおりです。

意見総数：1,244件

区分	概要	意見数
広域処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地で処理し、広域処理により放射性物質を拡散すべきではない。 ・ 被災者受入や食料支援など別のかたちで支援をすべき。 ・ 健康被害や風評被害が発生した場合の責任の所在を明確にすべき。 など 	374件
目安値に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受入や埋立処分に係る目安値が高すぎる。 ・ 目安値の科学的根拠を示すべき。 ・ 放射性物質を総量で規制すべき。 など 	164件
処理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ バグフィルターでセシウムは完全に除去できない。 ・ 国の基準で認められている排ガス処理設備が認められていない。 ・ 管理型処分場で焼却灰を埋め立てることは適当でない。 ・ 焼却にかかわる作業員の安全は確保されるか。 	197件

	<ul style="list-style-type: none"> 作業員のフィルムバッジについては、ガラス線量計などの個人被曝線量計を使用してはどうか。 <p style="text-align: right;">など</p>	
モニタリングに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> セシウム 134、セシウム 137 以外のストロンチウム 89 等の放射性物質についても測定対象にすべき。 アスベスト、重金属や PCB 等の有害物質が含まれていて危険である。 処理工程における放射線等の測定頻度が少なすぎる。 積降港における船舶上のコンテナ空間線量測定は困難である。 <p style="text-align: right;">など</p>	208 件
その他		301 件
用語の訂正	<ul style="list-style-type: none"> サーベイメータ等の記述を明確にすべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	
賛否表明	<ul style="list-style-type: none"> 賛成若しくは反対の意思を表明したもの。 	
手続き	<ul style="list-style-type: none"> 各国の専門家の意見を聞くべき。 <p style="text-align: right;">など</p>	
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインと直接関係ないが、放射性物質等に関する知見を述べたもの。 <p style="text-align: right;">など</p>	

(3) 意見概要について

抽出した 1,244 件の意見について整理分類し、広域処理に関する意見 17 項目、目安値に関する意見 14 項目、処理に関する意見 21 項目、モニタリングに関する意見 18 項目、その他に関する意見 19 項目、合計 89 項目にとりまとめました。

なお、技術的な事項に関する意見は、目安値に関する意見、処理に関する意見、モニタリングに関する意見となります。